

「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書」概要①

- 本研究会では、電気通信ネットワークのIP化が進展する中、接続料の算定方法や指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務に関するルール^{の在り方等}を検討。
- 令和3年9月に第五次報告書を取りまとめて以降、令和4年6月までに13回の会合を開催し、次の①～⑦の事項について、検討・フォローアップ等を実施。これらの検討結果等について、第六次報告書として取りまとめ。

①卸協議の適正性の確保に係る制度整備

卸協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図るための制度整備を実施。令和4年6月に、**事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない指定卸役務について役務提供義務及び情報提示義務を課す**電気通信事業法の一部を改正する法律案が成立。

【今後の検討】

規制対象となる指定卸役務の範囲や**開示する情報の範囲**、固定通信に係る指定卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方、モバイル音声卸の標準的な料金の公表等について、引き続き検討。

②「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証

NTT東日本・西日本の提供する光サービス卸について、ガイドラインに基づく検証を実施。

【今後の検討】

引き続き、NTT東日本・西日本において本検証を実施し、①の制度整備の効果・影響も含め、その検証結果を確認し、必要に応じて追加的な対応を検討。

③接続料等と利用者料金の関係の検証

移動通信分野のスタックテストの実施手法について検討を実施するとともに、**固定通信分野のスタックテストの実施手法の見直しの検討を実施。**

【今後の検討】

移動通信分野のスタックテストの具体的な実施手法等を定めた指針等の策定に向けた検討を実施。

固定通信分野のスタックテストについても、現行指針の改定等、所要の対応を検討。

④モバイル接続料の適正性向上

令和3年度届出接続料の検証を踏まえ、**接続料算定方法の更なる精緻化を検討。**

【検討結果】

<予測の算定方法>

○各費目の予測計算式におけるパラメータの設定における見込みの考え方(例:Aの取組によりBに係る費用の低減を見込む)の明確化。

○平時における接続料算定時からの状況変化に関するMVNO向け情報提供の促進。

<原価>

○各事業者における原価の抽出・配賦に関する考え方や方法の一貫性を担保。

<利潤>

○「投資その他資産」及び「貯蔵品」は予測対象から引き続き除外。

<需要>

○需要の算定に影響する各社の設備運用方針の明確化。

○設備が過大となっていないか検証するため、冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラヒックの比率を注視。

「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書」概要②

⑤ 5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放

5G(SA方式)のネットワーク構成を踏まえた機能開放に関する協議状況を確認するとともに、今後の協議の在り方等について検討。

【確認結果】

①L3接続相当(サービス卸):MNOは自社ユーザ向けサービス開始の2～6か月前からMVNOに情報提供を実施する等、MVNOに対して事前の情報提供を実施。

②ライトVMNO(スライス卸/API開放)、③L2接続相当、④フルVMNO(RANシェアリング):一部の機能開放形態を除き、実現に向けたスケジュールが未定。

【検討結果】

②については、①の情報提供の実績を踏まえ、スライシング技術に関する国際標準化の動向を勘案しつつ、MVNO側の検討期間を考慮して情報提供を実施(具体的には、MNOの自社ユーザ向けサービスの提供開始予定日の6か月前を目安に、「サービス提供開始予定時期」、「提供方式」、「通信速度」、「提供形態」、「技術仕様の詳細」等の情報提供を実施。料金額の水準・概算については、MNOの小売料金の概算額が見えてきた段階で可能な限り早期に情報提供。)

③については、国際ローミングに関する国際標準化や設備ベンダーの動向等を勘案しつつ、MVNOからの具体的な要望を踏まえて機能開放に向けた準備を実施。

④については、MVNOの具体的な要望を踏まえた上で技術的条件等の実現可能性の検討が必要であり、事業者間で基本的な認識合わせを実施。

MECの活用・連携についても、MNOは自社ユーザ向けサービスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOに情報提供を実施。

上記を踏まえ、①～④いずれの機能開放形態についても引き続き協議状況を注視。

⑥ NGNの関門系ルータ交換機能に係る諸課題の検討

(1)ゲートウェイルータ(IPoE接続)の利用中止費の算定方法、(2)網終端装置(PPPoE接続)の増設基準について検討。

【検討結果】

(1)現時点において直ちに、経過措置(網改造料での算定)を廃止し、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、適当ではない。令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当。

(2)増設基準の一律緩和や、増設基準のセッション数からトラフィック基準への見直しを直ちに行う必要性は認められない一方、NTT東日本・西日本において、JAIPAとの団体協議を進めることが適当。また、今後、JAIPAから追加的なデータの提出があった場合には、必要な帯域の確保等により輻輳の解消を図るための新たな対応など、対応の方向性について検討を行うことが適当。

⑦ 加入光ファイバ等の提供遅延

NTT東日本・西日本が接続事業者等に提供する加入光ファイバ等の提供遅延の実態について確認するとともに、改善に向けた取組について検討。

【検討結果】

・提供遅延の発生自体に加え、NTT東日本・西日本から接続事業者等への情報提供の不足が、利用者から接続事業者等へのクレームや問合せにつながっており、NTT東日本・西日本のみならず、接続事業者等を含めた関係事業者間において協力・協調し、これらの状況の解消を図ることが適当。

・NTT東日本・西日本における取組状況や、それを踏まえた接続事業者等の対応状況について、フォローアップが着実に進められることが必要であり、そのために、総務省からNTT東日本・西日本に必要な要請を行うことが適当。